

令和5年度鴨川市立国保病院運営協議会第3回会議 次第

令和6年2月1日（木）
午後3時00分から
鴨川市立国保病院 会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 令和6年度鴨川市病院事業会計予算について
 - (2) 公立病院経営強化プランの策定について
 - (3) 条例改正について
- 4 その他
- 5 閉 会

資料

会議次第（本紙）

名簿

- 資料1－1 令和6年度鴨川市病院事業会計予算 概要版
資料1－2 令和6年度鴨川市病院事業会計予算
資料2 鴨川市立国保病院経営強化プラン（素案）
資料3 条例改正について

令和6年度鴨川市病院事業会計予算の概要

令和6年度は、医療機能のさらなる充実強化、地域包括ケアシステムの推進、病院の質の向上に取り組むとともに、持続可能な医療提供体制を確保するために経営改革の推進を図ることを重点に病院事業を実施するため、下記概要のとおり予算を編成した。

- 1 業務の予定量
- (1) 病床数 70床
 - (2) 年間患者数 入院 20,805人 外来 41,452人 (令和5年度 入院23,790人、外来39,473人)
 - (3) 一日平均患者数 入院 57人 外来 141人 (令和5年度 入院 65人、外来 135人)

2 予算の概要

令和6年度鴨川市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出
(収 入)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	R4 決算額	R3 決算額	備考
1	事業収益		1,523,272	1,452,996	1,275,729	
	1	医業収益	1,375,269	1,257,396	994,016	
		1 入院収益	810,375	670,274	494,907	20,805人
		2 外来収益	404,256	361,235	307,740	41,452人
		3 その他医業収益	50,695	86,492	106,928	室料差額18,396千円、公衆衛生活動(予防接種等)11,793千円、診断書等20,506千円
		4 訪問看護ステーション収益	68,766	65,693	56,540	
		5 在宅介護支援収益	17,291	17,232	13,625	
		6 訪問介護ステーション収益	16,252	16,831	14,276	
		7 地域包括支援センター収益	1,374	1,314		
		8 訪問リハビリテーション収益	6,260	2,031		
		9 他会計負担金	0	36,294		
	2	医業外収益	148,003	195,600	281,713	
		1 受取利息配当金	1		1	預金利息
		2 他会計補助金	107,275	112,040	169,159	一般会計補助金106,475千円 ・公立病院に対する地方財政措置103,975千円 ①不採算地区病院分100,200千円 ②病院事業債利子償還金3,775千円 ・千葉県医師少数区域等医師派遣促進事業一般会計繰入分2,500千円 国民健康保険特別会計補助金800千円
		3 長期前受金戻入	12,444	20,190	40,135	
		4 負担金交付金	17,673	47,109	55,696	地域包括支援センター運営負担金等17,673千円
		5 その他医業外収益	10,610	11,785	10,872	
		6 補助金	0	4,476	5,850	

(支 出)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	R4 決算額	R3 決算額	備考
1	事業費		1,523,272	1,349,199	1,367,077	
	1	医業費用	1,452,340	1,285,774	1,222,389	
		1 給与費	889,130	743,149	691,807	医師8人分、看護師41人分、医療技術員20人分、事務職員8人分、会計年度任用職員75人分
		2 材料費	84,105	82,456	65,943	薬品費24,777千円、診療材料費55,324千円、給食材料費3,938千円 他
		3 経費	244,631	198,605	197,907	消耗品費4,770千円、光熱水費27,184千円、修繕費(病院施設設備等)5,791千円 電算機器賃借料等34,710千円、給食業務委託料等135,558千円 他
		4 減価償却費	147,528	190,829	198,144	建物減価償却費54,119千円、器械備品減価償却費37,663千円
		5 資産減耗費	1,485	589	670	薬品廃棄、医療機器等除却費
		6 研究研修費	85,461	70,146	67,918	図書費、旅費、非常勤医師等謝金他
	2	医業外費用	70,932	63,425	59,253	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	7,814	7,624	7,134	企業債利息等
		2 その他医業外費用	63,118	55,801	52,119	売店販売品購入費、消費税精算による雑支出等
	3	特別損失	0	0	85,435	
		1 特別損失	0	0	85,435	

資本的収入及び支出
(収 入)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	R4 決算額	R3 決算額	備考
1	資本的収入		63,849	28,859	345,220	
	1	企業債	25,300	0	211,400	
		1 企業債	25,300	0	211,400	企業債借入予定額25,300千円(医療機器25,300千円)
	2	出資金	38,549	27,859	91,070	
		1 出資金	38,549	27,859	91,070	一般会計繰出し基準分 病院事業債元金償還分38,549千円
	3	補助金		1,000	42,750	
		1 補助金		1,000	42,750	

(支 出)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	R4 決算額	R3 決算額	備考
1	資本的支出		137,779	93,794	393,706	
	1	建設改良費	61,137	41,662	342,919	
		1 有形固定資産購入費	61,137	41,662	342,919	医療機器等購入28,179千円、リース資産購入費(病院什器類等)32,958千円
	2	企業債償還金	76,642	52,132	50,787	
		1 企業債償還金	76,642	52,132	50,787	借入企業債償還金(2期工事分、医療機器等)

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額73,930千円は、過年度分損益勘定留保資金73,716千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額214千円で補てんするものとする。

3 令和6年度鴨川市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	146,577 千円
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 61,137 千円
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,793 千円
		72,647 千円
	資金増加額	72,647 千円
	資金期首残高	365,543 千円
	資金期末残高	438,190 千円

議案第 号

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度鴨川市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病 床 数	70 床
(2)	年 間 患 者 数	
	入 院	20,805 人
	外 来	41,452 人
(3)	一 日 平 均 患 者 数	
	入 院	57 人
	外 来	141 人
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業	
	建 設 改 良 費	61,137 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事業収益		1,523,272 千円
第 1 項 医業収益		1,375,269 千円
第 2 項 医業外収益		148,003 千円
	支	出
第 1 款 事業費		1,523,272 千円
第 1 項 医業費用		1,452,340 千円
第 2 項 医業外費用		70,932 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 73,930千円は、過年度分損益勘定留保資金 73,716千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 214千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		63,849 千円
第1項 企業債		25,300 千円
第2項 出資金		38,549 千円
	支	出
第1款 資本的支出		137,779 千円
第1項 建設改良費		61,137 千円
第2項 企業債償還金		76,642 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備 事業	25,300	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金について、利率の見 直しを行った後においては、当該見直 し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については その融通条件により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還 期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをす ることができる。
計	25,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用

(2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 886,810 千円

(2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、106,475千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、80,101千円と定める。

令和6年 月 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

1) 令和6年度鴨川市病院事業会計予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 事業収益			1,523,272	
	1 医業収益		1,375,269	
		1 入院収益	810,375	
		2 外来収益	404,256	
		3 その他医業収益	50,695	
		4 訪問看護ステーション収益	68,766	
		5 居宅介護支援収益	17,291	
		6 訪問介護ステーション収益	16,252	
		7 地域包括支援センター収益	1,374	
		8 訪問リハビリテーション収益	6,260	
	2 医業外収益		148,003	
		1 受取利息配当金	1	
		2 他会計補助金	107,275	
		3 長期前受金戻入	12,444	
		4 負担金交付金	17,673	
		5 その他医業外収益	10,610	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 事業費			1,523,272	
	1 医業費用		1,452,340	
		1 給与費	889,130	
		2 材料費	84,105	
		3 経費	244,631	
		4 減価償却費	147,528	
		5 資産減耗費	1,485	
		6 研究研修費	85,461	
	2 医業外費用		70,932	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	7,814	
		2 その他医業外費用	58,875	
		3 消費税及び地方消費税	4,243	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的收入			63,849	
	1 企業債		25,300	
		1 企業債	25,300	企業債 25,300
	2 出資金		38,549	
		1 出資金	38,549	出資金 38,549

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的支出			137,779	
	1 建設改良費		61,137	
		1 有形固定資産購入費	61,137	
	2 企業債償還金		76,642	
		1 企業債償還金	76,642	

2) 令和6年度鴨川市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	千円
	当年度純利益 (△は純損失)	0
	減価償却費	147,528
	引当金の増減額 (△は減少)	8,976
	長期前受金戻入額	△ 12,444
	長期前払消費税の増減額 (△は増加)	23,181
	有形固定資産除却損	783
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 27,556
	未払金の増減額 (△は減少)	6,109
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>146,577</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 61,137
	国庫補助金等による収入	0
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 61,137</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	25,300
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 76,642
	他会計からの出資による収入	38,549
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 12,793</u>
	資金増加額	72,647
	資金期首残高	365,543
	資金期末残高	<u>438,190</u>

3) 給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	7	77 (75)	136,126	289,578	285,568	711,272	175,538	886,810
前年度	5	71 (71)	137,360	273,741	209,325	620,426	156,102	776,528
比較	2	6 (4)	△ 1,234	15,837	76,243	90,846	19,436	110,282

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	本年度		4,902	6,494	38,705	4,551	36,094	1,805	0	5,933	86,007	69,863	1,326	5,589	24,299
前年度		5,898	8,109	29,289	4,162	26,836	636	0	2,790	68,839	46,626	1,866	5,151	9,123	209,325
比較		△ 996	△ 1,615	9,416	389	9,258	1,169	0	3,143	17,168	23,237	△ 540	438	15,176	76,243

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	7	77 (0)	175	289,578	242,592	532,345	146,250	678,595
前年度	5	71 (0)	125	273,741	198,370	472,236	134,069	606,305
比較	2	6 (0)	50	15,837	44,222	60,109	12,181	72,290

※ ()内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	本年度	4,902	6,494	38,705	4,551	36,094	1,805	0	5,933	62,609	50,285	1,326	5,589	24,299	242,592
	前年度	5,898	8,109	29,289	4,162	26,836	636	0	2,790	57,884	46,626	1,866	5,151	9,123	198,370
	比較	△ 996	△ 1,615	9,416	389	9,258	1,169	0	3,143	4,725	3,659	△ 540	438	15,176	44,222

イ 会計年度任用職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	0	0 (75)	135,951	0	42,976	178,927	29,288	208,215
前年度	0	0 (71)	137,235	0	10,955	148,190	22,033	170,223
比較	0	0 (4)	△ 1,284	0	32,021	30,737	7,255	37,992

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,398	19,578	0	0	0
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,955	0	0	0	0	10,955
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,443	19,578	0	0	0	32,021

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
給料	15,837	給与改定に伴う増減分	3,149		
		昇給に伴う増加分	5,825		
		その他の増減分	6,863	職員の異動等	
職員手当	76,243	制度改正に伴う増減分	34,271		
		その他の増減分	41,972	職員の異動等	

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 6年2月1日 現在	平均給料月額(円)	298,890			491,842	307,915	303,695
	平均給与月額(円)	357,200			1,016,932	379,282	372,413
	平均年齢月数(歳)	46.6			52.0	46.0	47.5
令和 5年2月1日 現在	平均給料月額(円)	297,709			480,600	313,275	296,021
	平均給与月額(円)	364,904			993,441	379,400	376,360
	平均年齢月数(歳)	45.8			52.3	47.4	46.6

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 170,900	(円)	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円) 186,000	旧中5卒 (円) 189,300
	大学卒	196,200			335,400	202,800	230,800
国	高校卒	166,600		短大卒		短大卒 182,700	旧中5卒 183,500
	大学卒	196,200			264,700	202,800	228,500

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 6年2月1日 現在	7級	1	10.0										
	6級	1	10.0										
	5級	1	10.0						5	38.4	2	5.0	
	4級								1	7.7	7	17.5	
	3級							1	14.2	2	15.4	4	10.0
	2級	7	70.0					3	42.9	4	30.8	26	65.0
	1級							3	42.9	1	7.7	1	2.5
	計	10	100.0					7	100.0	13	100.0	40	100.0
令和 5年2月1日 現在	7級	1	9.1										
	6級	1	9.1										
	5級	1	9.1						5	41.7	1	2.6	
	4級	1	9.1						2	16.7	6	15.8	
	3級							2	25.0	1	8.3	4	10.5
	2級	5	45.4					3	37.5	4	33.3	25	65.8
	1級	2	18.2					3	37.5			2	5.3
	計	11	100.0					8	100.0	12	100.0	38	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
7級	事務長、主幹				
6級	次長				
5級	係長、主査			技師長、係長	看護師長 保健師長
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任看護師 主任保健師、主査
3級	主任主事、主任技師		病院長、医療参事	技師	主任看護師、主任保健師 主任准看護師、看護師、保健師
2級	主事、技師		副院長、医長	技師	看護師、准看護師 保健師
1級	主事、技師		医師	技師	准看護師

エ 昇給

区分		合計	行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員	
			一般行政職	技能労務職					
本年度	職員数 (A) (人)	77	11			8	16	42	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	54	8			4	9	33	
	号給数別内訳	1号給 (人)							
		2号給 (人)							
		3号給 (人)	2						2
		4号給 (人)	52	8			4	9	31
		5号給 (人)							
		6号給 (人)							
		7号給 (人)							
		8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	70.1	72.7			50.0	56.3	78.6		
前年度	職員数 (A) (人)	70	11			7	13	39	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	54	10			4	7	33	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1						1
		2号給 (人)							
		3号給 (人)	1					1	
		4号給 (人)	52	10			4	6	32
		5号給 (人)							
		6号給 (人)							
		7号給 (人)							
		8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	77.1	90.9			57.1	53.8	84.6		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
本年度	2.25	2.25	4.50	有	
前年度	2.20	2.20	4.40	有	
国の制度	2.25	2.25	4.50	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (令和6年2月1日現在) (%)	9.46
支給対象職員の比率 (令和6年2月1日現在) (%)	60.00
代表的な特殊勤務手当の名称	医療危険手当、夜間看護手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

4) 債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	医業収益
院内医療ガス設備に係る賃借料 令和元年12月議決	千円 79,200	令和2年度から 令和5年度まで	千円 22,300	令和9年度まで	千円 56,900	千円 56,900
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料 令和5年12月議決	13,724			令和6年度まで	13,724	13,724
医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料 令和5年12月議決	5,988			令和6年度まで	5,988	5,988
事務機器等に係る賃借料 令和5年12月議決	3,103			令和6年度まで	3,103	3,103

5) 令和6年度鴨川市病院事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

		資 産 の 部		千円	
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 建 物		16,382		
	ハ 建 物 附 属 設 備	2,281,883			
	ニ 構 築 物	△ 291,598	1,990,285		
	ホ 器 械 備 品	41,282			
	ヘ 車 両 運 搬 具	△ 38,705	2,577		
	ト リ ー ス 資 産	309,365			
	チ 建 設 仮 勘 定 資 産	△ 103,712	205,653		
	有 形 固 定 資 産 合 計	489,484			
	(2) 投 資 所 他 資 産	△ 382,822	106,662		
	イ 長 期 前 払 消 費 税	5,691			
	投 資 所 他 資 産 合 計	△ 4,236	1,455		
	固 定 資 産 合 計	163,463			
		△ 119,492	43,971		
			0		
				2,366,985	
					156,976
					156,976
					2,523,961
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			438,190	
(2)	未 収 引 当 金		437,475		
(3)	貯 蔵 品		△ 336	437,139	
(4)	そ の 他 流 動 資 産			4,055	
	流 動 資 産 合 計			700	
					880,084
					3,404,045

		負	債	の	部		
		千円				千円	千円
3	固定負債						
	(1) 企業債						
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債					1,679,663	
	(2) リース債務					14,009	
	(3) 引当金						
	イ 修繕引当金					38,598	
	固定負債合計						1,732,270
4	流動負債						
	(1) 企業債						
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債					85,358	
	(2) リース債務					29,962	
	(3) 未払金					61,914	
	(4) 引当金						
	イ 賞与引当金					42,824	
	流動負債合計						220,058
5	繰延収益						
	(1) 長期前受金					413,003	
	長期前受金収益化累計額					△ 152,613	
	繰延収益合計						260,390
	負債合計						2,212,718

		資	本	の	部			
		千円			千円	千円	千円	
6	資						1,135,249	
7	剩							
	(1)	資	本	剩	余	金		
		イ	寄		附	金	3,880	
		ロ	負		担	金	7,542	
		ハ	補		助	金	14,623	
							<u>26,045</u>	
	(2)	利	益	剩	余	金		
		イ	減	債	積	立	金	18,800
		ロ	当	年	度	未	処	
			分	利	益	剩	余	
			金				11,233	
							<u>30,033</u>	
		剩	余	金	合	計	56,078	
		資	本	合	計		<u>1,191,327</u>	
		負	債	資	本	合	計	<u><u>3,404,045</u></u>

令和6年度鴨川市病院事業会計予算の財務諸表に関する注記表

1 重要な会計方針

平成26年度から、改正後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成しています。

【改正内容】

- ・「借入資本金」（＝企業債）を「負債」として計上
- ・適用が任意とされていた「みなし償却制度」を廃止
- ・計上が任意とされていた引当金の計上を義務化（要件に該当した場合）

(1) 借入資本金の表示区分の変更

借入資本金（企業債）は、民間の企業会計においては、社債又は借入金として負債に整理されているものですが、地方公営企業会計においては、昭和27年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで借入資本金として整理されています。これまで「負債」として整理すべきとの考えもありましたが、表示区分の変更は見送られてきた経緯があります。しかし、地方公営企業法施行令等の改正をもって、地方公営企業会計の「借入資本金」を「負債」に表示区分の変更をすることとなりました。

(2) 補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更

任意適用が認められていました、「みなし償却制度」は廃止され、償却資産の取得又は改良に充てるために交付された補助金等は、その交付相当額を長期前受金として負債の部の繰延収益に計上した上で、減価償却に応じて順次収益化することとなりました。

「みなし償却制度」とは、地方公営企業の固定資産で資本的支出に充てるために交付された補助金等をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価等とみなして、各年度の減価償却額を算出することができる制度です。

(3) 引当金の計上方法

①退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備え、退職組合に加入し負担金として対応しており、将来的に追加負担が見込まれないため計上しません。ただし、追加的に引当の必要が生じると見込まれる場合については、状況に応じて積み立てることとしています。

②賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上していません。

③貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

・建物、建物附属設備、構築物	定額法
・器械備品、車両運搬具	定率法
・主な耐用年数	
建物	14～47年
建物附属設備	6～15年
構築物	10～60年
器械備品	5～10年
車両運搬具	5～6年

2 その他の注記

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととします。

(2) みなし償却制度の廃止に伴う経過措置

平成26年3月31日における償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額については、平成26年3月31日以前に取得又は改良した資産で、取得又は改良した資産と補助金等との対応関係を個別に把握できる資産を除いたすべての資産（補助金等を充てずに取得又は改良したことが明らかな資産を除く。）を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理しています。

6) 令和5年度鴨川市病院事業予定損益計算書
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	千円	千円	千円	千円
1 医 業 収 益				
(1) 入 院 収 益	615,717			
(2) 外 来 収 益	350,515			
(3) そ の 他 医 業 収 益	51,779			
(4) 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 収 益	58,354			
(5) 居 宅 介 護 支 援 収 益	17,159			
(6) 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 収 益	15,381			
(7) 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 収 益	1,076			
(8) 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 収 益	7,197			
(9) 他 会 計 負 担 金	36,294	1,153,472		
2 医 業 費 用				
(1) 給 与 費	754,294			
(2) 材 料 費	95,944			
(3) 経 費	187,698			
(4) 減 価 償 却 費	164,521			
(5) 資 産 減 耗 費	1,135			
(6) 研 究 研 修 費	66,849	1,270,441		
医 業 損 失				116,969
3 医 業 外 収 益				
(1) 受 取 利 息 配 当 金	1			
(2) 他 会 計 補 助 金	104,819			
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	15,536			

(4) その他医業外収益	8,781		
(5) 負担金交付金	19,336		
(6) 補助金	3,620	152,093	
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	7,590		
(2) その他医業外費用	55,778	63,368	88,725
経常損失			28,244
6 特別利益			
(1) その他特別利益	0	0	
7 特別損失			
(1) その他特別損失	0	0	0
当年度純損失			28,244
前年度繰越利益剰余金			39,477
当年度未処分利益剰余金			11,233

7) 令和5年度鴨川市病院事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 建 物		16,382		
	ハ 建 物 附 属 設 備	2,281,883			
	ニ 構 築 物	△ 237,479	2,044,404		
	ホ 器 械 備 品	41,282			
	ヘ 車 両 運 搬 具	△ 38,662	2,620		
	ト リ ー ス 資 産	309,365			
	チ 建 設 仮 勘 定 資 産	△ 78,293	231,072		
	有 形 固 定 資 産 合 計	463,867			
	(2) 投 資 所 他 資 産	△ 345,159	118,708		
	イ 長 期 前 払 消 費 税	5,691			
	投 資 所 他 資 産 合 計	△ 3,914	1,777		
	固 定 資 産 合 計	163,463			
		△ 89,530	73,933		
			0		
				2,488,896	
	(2) 投 資 所 他 資 産				
	イ 長 期 前 払 消 費 税				
	投 資 所 他 資 産 合 計		180,157		
	固 定 資 産 合 計			180,157	
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			365,543	
(2)	未 収 引 当 金		409,919		
(3)	貯 蔵 品		△ 336	409,583	
(4)	そ の 他 流 動 資 産			4,055	
	流 動 資 産 合 計			700	
	資 産 合 計				779,881
					3,448,934

	負	債	の	部		
	千円				千円	千円
3 固定負債						
(1) 企業債						
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債					1,739,721	
(2) リース債務					43,971	
(3) 引当金						
イ 修繕引当金					38,598	
固定負債合計						1,822,290
4 流動負債						
(1) 企業債						
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債					76,642	
(2) リース債務					29,962	
(3) 未払金					55,806	
(4) 引当金						
イ 賞与引当金					38,622	
流動負債合計						201,032
5 繰延収益						
(1) 長期前受金					413,003	
長期前受金収益化累計額					△ 140,169	
繰延収益合計						272,834
負債合計						2,296,156

		資	本	の	部			
		千円			千円	千円	千円	
6	資						1,096,700	
7	剩							
	金							
	余							
	金							
	(1)	資	本	剩	余	金		
		イ	寄		附	金	3,880	
		ロ	負		担	金	7,542	
		ハ	補		助	金	14,623	
							<u>26,045</u>	
		資	本	剩	余	金	合計	
	(2)	利	益	剩	余	金		
		イ	減	債	積	立	金	
		ロ	当	年	度	未	処	
			分	利	益	剩	余	
			金					
							<u>11,233</u>	
							<u>30,033</u>	
		剩	余	金	合	計	56,078	
		資	本	合	計		<u>1,152,778</u>	
		負	債	資	本	合	計	<u><u>3,448,934</u></u>

令和6年度鴨川市病院事業会計予算実施計画に関する内訳書
収益的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1	事業収益		1,523,272			
	1	医業収益	1,375,269			
		1 入院収益	810,375	入院収益	810,375	入院患者収益
		2 外来収益	404,256	外来収益	404,256	外来患者収益
		3 その他医業収益	50,695	室料差額収益	18,396	個室使用料等
				公衆衛生活動収益	11,793	集団健康診断料、予防接種料等
				医療相談収益	5,143	一般健康診断料、人間ドック利用料等
				受託検査施設利用収益	347	受託検査等
				その他医業収益	15,016	文書料等
		4 訪問看護ステーション収益	68,766	訪問看護ステーション収益	68,766	訪問看護ステーション利用料
		5 居宅介護支援収益	17,291	居宅介護支援収益	17,291	居宅介護支援利用料
		6 訪問介護ステーション収益	16,252	訪問介護ステーション収益	16,252	訪問介護ステーション利用料
		7 地域包括支援センター収益	1,374	地域包括支援センター収益	1,374	介護予防支援収益
		8 訪問リハビリテーション収益	6,260	訪問リハビリテーション収益	6,260	訪問リハビリテーション利用料
	2	医業外収益	148,003			
		1 受取利息配当金	1	預金利息	1	
		2 他会計補助金	107,275	一般会計補助金	106,475	不採算地区病院分等の繰入
				国民健康保険特別会計補助金	800	補助金(運営費分)
		3 長期前受金戻入	12,444	長期前受金戻入	12,444	
		4 負担金交付金	17,673	負担金	17,673	地域包括支援センター運営負担金等
		5 その他医業外収益	10,610	その他医業外収益	10,610	売店売上代等

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明	
				区分	金額		
1 事業費	1 医業費用		1,523,272				
			1,452,340				
		1 給与費	889,130	給料	289,578		
				医師給	42,500	医師給与(8人分)	
				看護師給	147,908	看護師給与(41人分)	
				医療技術員給	67,580	医療技術員給与(20人分)	
				事務員給	31,590	事務員給与(8人分)	
				手当等	252,805		
				医師手当等	75,690	扶養手当及び宿日直手当等	
				看護師手当等	83,913	扶養手当及び時間外勤務手当等	
				医療技術員手当等	35,186	扶養手当及び時間外勤務手当等	
				事務員手当	15,040	扶養手当及び時間外勤務手当等	
				会計年度任用職員手当	42,976	会計年度任用職員期末勤勉手当	
				報酬	136,126	会計年度任用職員報酬等	
				法定福利費	167,828	職員共済組合負担金等	
				賞与引当金繰入額	42,793	賞与のための引当(4月相当分)	
			2 材料費	84,105	薬品費	24,777	医薬品購入費
					診療材料費	55,324	衛生材料費等
					給食材料費	3,938	給食材料費等
					医療消耗備品費	66	医療機器消耗備品費
	3 経費	244,631	厚生福利費	115	県互助会負担金		
			旅費交通費	8,546	非常勤医師交通費等		

		職員被服費	231	職員被服費
		消耗品費	4,770	消耗品費
		消耗備品費	6,385	消耗備品費
		光熱水費	27,184	電気・ガス・水道料等
		燃料費	2,734	公用車燃料費等
		印刷製本費	558	検査用紙等印刷費
		修繕費	5,791	病院施設設備等修理費
		保険料	1,966	建物損害保険料等
		賃借料	34,710	電算機器賃借料等
		通信運搬費	5,658	電話代等
		委託料	135,558	給食業務委託料等
		交際費	50	医師派遣医局交際費
		諸会費	4,613	医師会会費等
		貸倒引当金繰入額	108	未収金に係る引当
		雑費	5,654	医師会レセプト手数料等
4 減価償却費	147,528	建物減価償却費	54,119	建物減価償却費
		建物附属設備減価償却費	43	建物附属設備減価償却費
		構築物減価償却費	25,419	構築物減価償却費
		器械備品減価償却費	37,663	器械備品減価償却費
		車両運搬具減価償却費	322	車両運搬具減価償却費
		リース資産減価償却費	29,962	リース資産減価償却費
5 資産減耗費	1,485	たな卸資産減耗費	702	薬品廃棄等
		固定資産除却費	783	医療器械等除却費
6 研究研修費	85,461	図書費	529	専門誌購入費
		旅費	330	研修交通費等
		研究雑費	154	研修会参加費等

			謝金	84,448	非常勤医師等謝金
2 医業外費用		70,932			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	7,814	企業債利息	7,514	
			一時借入金利息	300	
	2 その他医業外費用	58,875	その他医業外費用	2,238	売店販売品購入費等
			雑支出	31,103	消費税精算による雑支出
			長期前払消費税償却	25,434	
			その他雑損失	100	
	3 消費税及び地方消費税	4,243	消費税及び地方消費税	4,243	確定消費税納付代

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 資本的収入			63,849			
	1 企業債		25,300			
		1 企業債	25,300	企業債	25,300	企業債借入予定額
	2 出資金		38,549			
		1 出資金	38,549	出資金	38,549	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明	
				区分	金額		
1 資本的支出			137,779				
	1 建設改良費		61,137				
		1 有形固定資産購入費		61,137	医療器械等購入費	28,179	医療機器等購入予定額
						リース資産購入費	32,958
	2 企業債償還金		76,642				
1 企業債償還金		76,642	企業債償還金	76,642	借入企業債償還金		

鴨川市立国保病院経営強化プラン

素案

2024年度(令和6年度)～2027年度(令和9年度)

2024年(令和6年)3月

鴨川市立国保病院

目次

第1章 はじめに

- 1 経営強化プラン策定の背景
- 2 計画の対象期間
- 3 経営強化プラン策定の進め方

第2章 病院の概要

- 1 鴨川市立国保病院の概要

第3章 経営強化プランの内容

- 1 役割・機能の最適化と連携の強化
 - (1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能
 - (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
 - (3) 機能分化・連携強化
 - (4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標
 - (5) 一般会計負担の考え方
 - (6) 住民の理解のための取組
- 2 医師・看護師等の確保と働き方改革
 - (1) 医師・看護師等の確保
 - (2) 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保
 - (3) 医師の働き方改革への対応
- 3 経営形態の見直し
- 4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- 5 施設・設備の最適化
 - (1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
 - (2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- 6 経営の効率化等
 - (1) 経営指標に係る数値目標
 - (2) 経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標
 - (3) 目標達成に向けた具体的な取組
 - (4) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画

第1章 はじめに

1 経営強化プラン策定の背景

公立病院の経営に関し、総務省はこれまでに公立病院改革ガイドライン（平成19年度）及び新公立病院改革ガイドライン（平成26年度）を示し、鴨川市立国保病院（以下、「国保病院」）は、そのガイドラインに基づいて、「経営の効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」や「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を盛り込んだ改革プランを策定し、病院経営の改善に努めてきました。

その中で、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応において、感染拡大時における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されました。こうした経過を踏まえ、総務省は令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下、「経営強化ガイドライン」）を新たに策定し、「再編・ネットワーク化」ありきではなく、「公立病院の経営強化」が重要であると方針を転換しました。

経営強化ガイドラインでは、地域の中で各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化したうえで、病院間の連携を強化することが必要であるとされました。また中核的医療を担う基幹病院に急性期機能を集約し、医師・看護師等を確保するとともに、基幹病院からそれ以外の病院への医師・看護師等の派遣等の連携を強化していくことも重要であるとされました。その際、公立病院間のみならず公的病院や民間病院との連携のほか、かかりつけ医機能を担っている診療所等との連携強化も重要であるとされ、そのうえで、個々の公立病院が、持続可能となり、明確化・最適化した役割・機能を発揮し続けることができるよう、「経営強化」の取組を進めていくことが必要であるとされました。そして、①役割・機能の最適化と連携の強化、②医師・看護師等の確保と働き方改革、③経営形態の見直し、④新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、⑤施設・設備の最適化、⑥経営の効率化等を記載した「地方公共団体における公立病院経営強化プラン」を策定することが示されました。

国保病院は、こうしたことを踏まえ、「鴨川市立国保病院経営強化プラン」（以下、「経営強化プラン」）を策定します。

2 経営強化プランの対象期間

令和6年度から令和9年度まで

3 経営強化プラン策定の進め方

鴨川市は、千葉県保健医療計画の中で、安房保健医療圏（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町（人口は約12万3千人、面積は576.53平方キロメートル））に属しています。

病院経営強化プランの策定にあたっては、必要病床数等について千葉県保健医療計画との整合を図り、また、地域で担うべき機能や連携のあり方等について千葉県安房地域医療構想調整会議で関係者の理解を得ながら進めていきます。

第2章 病院の概要

1 国保病院の概要

- 1 施設名 鴨川市立国保病院
- 2 開設者 鴨川市
- 3 所在地 千葉県鴨川市宮山233番地
- 4 診療科目 14科
内科、呼吸器内科、循環器内科、神経内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科
- 5 病床数 70床（一般病床60床、療養病床10床）

第3章 経営強化プランの内容

1 役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能

公立病院に期待される主な役割・機能は、総務省が策定した「経営強化ガイドライン」の中に具体的に示されており、①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供、②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供を行うことが求められています。

千葉県の「地域医療構想」では、医療機能の分化・連携を進め、医療機関の機能強化や機能分化の促進、医療連携体制の構築を図ることが必要とされています。

令和4年度病床機能報告による病床機能ごとの病床数と令和7年の必要病床数を比較すると、安房保健医療圏においては、高度急性期及び回復期は不足し、急性期及び慢性期は過剰となることが見込まれています。国保病院は介護療養病床を回復期の地域包括ケア病床に転換しましたが、引き続き回復期機能の充実を図り、他院からの回復期の患者及び在宅からの患者の受入れと入院患者の在宅復帰に努めます。

また、鴨川市は全国、千葉県全体と比較して高齢化の進行が早く、患者の多くは高齢者であるため、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、地域住民の安心安全を確保するため救急医療、災害時医療の充実にも努めます。

また、鴨川市は全国、千葉県全体と比較して高齢化の進行が早く、患者の多くは高齢者であるため、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、地域住民の安心安全を確保するため救急医療、災害時医療の充実にも努めます。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、ひとり暮らしとなっても安心して暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築を実現するため、住民一人ひとりに寄り添った生活伴走型医療に取り組む公立病院として役割を担っていきます。国保病院の地域包括ケアセンター内には、居宅介

護支援事業所、訪問介護事業所、全世代対応型の福祉総合相談センター(地域包括支援センター)等を有しており、医療・介護・福祉サービスを一体的に提供できるよう関係機関と連携を図りながら、次の項目について取り組み、鴨川市の地域包括ケアシステムの構築を図ります。

①救急及び緊急時の受入体制の整備

今後も2次救急病院としての機能維持を図るとともに、体制の整備を図ります。

国保病院は、鴨川市の中心部から約10キロメートル西方の長狭地区に位置し、周囲8キロメートル以内に同等の機能を有する医療機関がないことから、救急車の受け入れ、休日・夜間・時間外受診への対応といった2次救急病院としての機能維持ならびに体制の整備を引き続き行っていきます。

②高度急性期病院からの受入体制整備

高度急性期病院等で高度な医療を受けた後、在宅復帰するまでの医療、リハビリテーション、療養環境や家屋環境の整備、介護保険やケアマネジメントの調整などが必要な患者の受入機能を強化します。

③在宅医療に関する国保病院の役割

地域包括ケアシステム構築のためには在宅医療の充実が不可欠であり、国保病院も市内外の医療機関と連携しながら、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションの機能を充実していきます。

また、国保病院は、在宅での看取りなどの終末期医療機能を引き続き維持します。

④市民の健康づくりの強化

国保病院は、市民及び企業を対象とした各種検診を行っています。疾病を予防するための事業を積極的に行うことで、市民の健康を引き続き守っていきます。

また、国保病院の広報紙となる「国保だより」の発行や公開講座の開催に加え、国保データベース(KDB)の活用等により、市民の健康づくりに対する意識の醸成、増進に努めていきます。

⑤医療・福祉・介護の連携強化及び人材の確保・育成

急性期病床からの患者の受け入れ、在宅等患者の緊急時の受け入れ、在宅への復帰支援の3つの機能を有する地域包括ケア病床は、地域包括ケアシステムの中核を構成する病床であり、その機能を十分に果たすためには、保健・医療・介護・福祉のネットワーク強化が必要です。そのため、市の関係部門と連携しながら多職種間の連携強化に努めるとともに、国保病院が担うべき役割を全うできるよう医療・福祉・介護に関する人材の確保・育成にも努めます。

(3) 機能分化・連携強化

鴨川市内には高度急性期の機能を有する病院が立地していますが、ここで治療を終えた患者が、在宅復帰するまでに必要な医療サービスを国保病院で受けられるよう、医療機能の充実を図るとともに、市内の医療機関とも連携を図り、市民に必要な医療サービスの提供を行っていきます。

安房保健医療圏内には、国保病院のほかに2つの公立病院があります。引き続き、各公立病院の役割・機能の明確化を図りつつ、公立病院間の連携強化を図るとともに、公的病院、民間病院等とも連携強化を図りながら、医療サービスの提供を行っていきます。

さらには、国は地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための方策として地域医療連携推進法人制度等が示されています。今後、安房保健医療圏内における機能分化・連携強化を図る中で様々な可能性を検討していきます。

(4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

	R4年度 実績	R5年度 見込み	R6年度 目標	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標
①医療機能に係るもの						
病床利用率	83.8%	90.0%	95.0%	96.0%	96.0%	96.0%
入院延べ患者数	21,404名	23,387名	20,805名	24,455名	24,455名	24,455名
外来延べ患者数	39,841名	39,021名	39,170名	39,170名	39,170名	39,170名
入院患者1人1日当たり収益	31,260円	30,692円	38,951円	35,219円	33,858円	33,858円
医科外来1人1日当たり収益	9,439円	9,156円	8,929円	8,929円	8,929円	8,929円
歯科外来1人1日当たり収益	8,258円	7,712円	7,787円	7,787円	7,787円	7,787円
救急応需率	69.5%	65.0%	66.0%	66.0%	66.0%	66.0%
救急車受け入れ件数	516件	520件	530件	530件	530件	530件
休日・夜間・時間外受診者数	140人	150人	155人	155人	155人	155人
訪問診療件数	1,215件	1,230件	1,930件	3,130件	4,330件	4,330件
訪問看護件数	7,192件	7,200件	7,818件	7,818件	7,818件	7,818件
リハビリ件数	6,799件	9,104件	9,500件	9,500件	9,500件	9,500件
②医療の質に係るもの						
在宅復帰率	82.8%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%
患者満足度 (NPS)	64.1	65.0	70.0	70.0	70.0	70.0
③連携の強化等に係るもの						
紹介患者受け入れ数	146	150	150	150	150	150
紹介率	5.50%	6%	10%	10%	10%	10%
逆紹介率	14.80%	15%	15%	15%	15%	15%
④その他必要な数値目標						
地域医療研修の受入件数	12人	14人	15人	15人	15人	15人
医療相談件数	201件	210件	220件	220件	220件	220件

※連携機関：転院または退院体制等についてあらかじめ協議を行っている機関

(5) 一般会計負担の考え方

国保病院は、地方公営企業法の一部適用により運営しています。地方公営企業には、原則として事業運営に必要な費用のすべては事業から得られる収益で賄うという「独立採算性の原則」による運営が求められています。

こうした中で、公立病院は、救急医療や小児医療など、診療報酬制度で得られる収益では不採算な医療でも、公益の立場で取り組まなければならないという役割があります。このため、地方公営企業法第17条の2に規定された「経費の負担の原則」により、病院事業において負担することが適当でない経費や病院事業収入をもって充てることが困難であると認められる経費については、一定の負担基準に基づいて一般会計が負担するものとされています。

これらを踏まえて、一般会計から病院事業への経費負担については、国の繰出基準を基本とし、さらに、国保病院に求められる役割を果たす上で必要と認められる経費のうち、効率的な運営による収入を確保してもなお不足する部分については、病院の経営状況を見ながら市と協議し、決定していくものとします。

(6) 住民の理解のための取組

これまで、市の広報誌や病院の広報紙、ホームページなどの媒体を利用し、わかりやすい情報提供を行うとともに、市民等を対象とした公開講座を開催することにより国保病院に対する理解の醸成に努めてきました。

今後は、地域や事業者等に出向いて直接対話・交流する機会を増やすとともに、患者アンケートの実施やSNSを活用した情報発信の充実にも努め、国保病院が公立病院として担う役割・機能について、市民の理解が得られるよう取り組みます。

2 医師・看護師等の確保と働き方改革

(1) 医師・看護師等の確保

病院を運営していくためには、医師をはじめとする医療スタッフの確保が必須となります。2024年(令和6年)からの医師の働き方改革の影響もあり、医師の不足が今後より深刻になると想定されることから、千葉県医師確保計画を参考にしながら、様々な手段を講じ、医師の確保を図ります。

県主催の修学資金生向けイベントへの参加による国保病院の魅力の周知や、診療科別コースを策定している基幹病院との連携の促進、また、千葉大学寄付講座に参加して実習・研修等の指導医のスキルアップや病院としての受入能力を向上させることにより、若手医師の確保に努めます。

併せて、医師が働きやすい環境づくりにも積極的に取り組みます。勤務環境改善の取組を進め、時間外勤務の削減、各種休暇制度の運用、時間短縮勤務など育児のための制度を積極的に活用するとともに、給与制度についても検討していきます。

また、看護師等についても、勤務環境改善を進めるとともに、資格取得、研修など人材育成にも取り組んでいきます。さらに、学生の実習を積極的に受入れることにより、国保病院の認知してもらう機会とし、将来的な人材確保を図ります。

(2) 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保

現在、千葉大学病院、総合病院国保旭中央病院の医師臨床研修の受入れ及び千葉大学、自治医科大学等から学生実習の受入れを行っていますが、引き続き受け入れを行

います。

また、指導医の資格を持つ医師の確保、育成等により、地域医療・総合診療を学ぶことができる体制の整備を図るとともに、医療・介護・福祉が連携した取り組みや病院内での医科と歯科の連携など、国保病院でなければ経験することができない研修プログラムを設定します。

さらには、千葉大学で実施している寄付講座への講師の派遣等、様々な機会を捉えて国保病院を認知してもらい取り組みにより、将来的な医師の確保を図ります。

(3) 医師の働き方改革への対応

医師の働き方改革への対応については、まず国保病院の診療体制及び当直体制に必要な常勤医を確保することが必要です。

また、タスクシフトやタスクシェアの考え方により、医師の業務については、医師しかできない業務に特化し、他の職種で可能な業務については医師が行わない体制、また、特定の医師に負担が集中しない体制の構築に努めます。

当直体制については、現在外勤の医師に負うところが大きく、今後派遣を受けにくくなる状況も予測されることから、常勤医師の確保に努めます。

3 経営形態の見直し

現在、国保病院は地方公営企業法の一部適用により運営しており、開設者は市長です。

国保病院の収支の状況は、令和2年度は黒字を確保したものの、病院の建設に伴い令和3年度には赤字となっています。新病院開設以来、経営改善に努めており、令和4年度には入院、外来患者数が増加するとともに、収益も黒字になっています。

今後、引き続き現状の経営形態で経営改善に取り組んでいきますが、将来を見据え、より柔軟に医療環境の変化に対応するため、経営強化ガイドラインを踏まえた経営形態の見直しも視野に入れ検討していきます。

4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

国保病院では新型コロナウイルス感染症対策として、重点医療機関や感染症指定医療機関で治療を終えた周囲への感染リスクの低い回復期患者の受入れを行い、後方支援病院としての役割を果たしてきました。また、発熱外来を開設するとともに、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ってきました。

こうした対応を踏まえ、新興感染症の感染拡大時において、安房保健医療圏における医療連携体制を確保するため、平時から感染拡大時に備えた各医療機関間の連携・役割分担の明確化や対応方針の共有化を図っていきます。

また、感染症拡大時に円滑な診療が可能となるようオンライン診療の導入について検討します。

さらに、感染防護具等の必要な備品の備蓄や感染拡大時における医療人材の確保・育成等について取り組みます。

5 施設・設備の最適化

(1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

国保病院は令和3年度に新規開設された病院ですが、施設を長期間にわたり良好に使用できるよう定期的な保守管理に努めるとともに、旧病院からの施設もあることから、建物の状況に応じて維持管理を行っていきます。

設備機器については、定期的な保守管理を行いながら使用することを基本とし、今後の医療提供体制を見通したうえで機器の更新、導入を行います。

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

医師の働き方改革や新興感染症拡大時に対応するための様々なデジタル技術の活用が求められています。国保病院はデータとデジタル技術の活用を推進し、医療と業務プロセスの改善を図ります。

① 令和4年度までに国保病院で整備している主なデジタル化

(ア)電子カルテ

(イ)マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）

(ウ)院内Wi-Fi 設備 など

② 今後のDX推進への取り組み

(ア)電子カルテシステムのバージョンアップ

国保病院では、新病院の開設に合わせて令和3年度から電子カルテシステムを導入し、医師や看護師などのコメディカルの業務の効率化や共有化を図りました。

また、国においては、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬DX」等の取組を進めていることから、こうした動向を踏まえるとともに、地域における連携の状況を考慮しながら電子カルテシステムの構築を図っていきます。

(イ)オンライン診療システム導入

訪問診療や新興感染症の感染拡大時に円滑な医療提供体制を確保するためにオンライン診療システム導入を検討します。

(ウ)マイナンバーへの対応

マイナンバーカードを活用したデジタル化については医療保険事務の効率化や患者の利便性向上に資するものであるため、患者への周知等も含めて対応を図ります。

(エ)セキュリティ対策

近年、病院が「マルウェア」や「ランサムウェア」などのサイバー攻撃の標的となり、電子カルテが使えないなどの診療業務に影響が生じた事例が多数発生しています。外部から持ち込んだパソコンやUSBメモリなどを院内のネットワークに接続したことによるウイルスの侵入や、メールで送られてきたウイルス入りの添付ファイルを開封することによるウイルス感染の主な原因として挙げられるため、情報セキュリティ対策を徹底します。

6 経営の効率化等

(1) 経営指標に係る数値目標

次の指標についての数値目標を定めます。

① 収支改善に係るもの

	R4年度 実績	R5年度 見込み	R6年度 目標	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標
経常収支比率	107.7%	100.2%	100.0%	100.1%	101.8%	102.0%
医業収支比率	97.8%	93.2%	94.5%	95.3%	97.3%	97.5%
修正医業収支比率	95.0%	90.3%	94.5%	95.3%	97.3%	97.5%
資金不足比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
累積欠損金比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

② 収入確保に係るもの

	R4年度 実績	R5年度 見込み	R6年度 目標	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標
延べ入院患者数	21,404人	23,387人	20,805人	24,455人	24,455人	24,455人
延べ医科外来患者数	26,821人	26,456人	26,130人	26,130人	26,130人	26,130人
延べ歯科外来患者数	13,020人	12,926人	13,040人	13,040人	13,040人	13,040人
入院患者1人1日当たり収益	31,260円	30,692円	38,951円	35,219円	33,858円	33,858円
医科外来1人1日当たり収益	9,439円	9,156円	8,929円	8,929円	8,929円	8,929円
歯科外来1人1日当たり収益	8,258円	7,712円	7,787円	7,787円	7,787円	7,787円
1日当たり入院患者数	58.6人	56.2人	57人	67人	67人	67人
1日当たり外来患者数	91.6人	88.8人	125人	125人	125人	125人
病床利用率	83.8%	90%	95%	96%	96%	96%

③ 経費削減に係るもの

	R4年度 実績	R5年度 見込み	R6年度 目標	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標
材料費対医業収益比率	6.6%	6.2%	6.1%	5.6%	5.6%	5.6%
薬品費対医業収益比率	1.9%	2.0%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%
委託料対医業収益比率	8.1%	9.1%	9.8%	9.1%	9.0%	9.0%
職員給与費対医業収益比率	59.1%	62.9%	65.7%	69.0%	69.3%	69.7%
後発医薬品の使用割合	38.0%	40.7%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%

④ 経営の安定性に係るもの

	R4年度 実績	R5年度 見込み	R6年度 目標	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標
医師数	8	7	8	7	8	8
看護師数	37	39	42	48	48	48
その他医療従事者数	19	23	27	34	34	34
臨床研修医受入数	13	13	14	14	14	14
現金保有残高(千円)	314,394	397,324	415,275	433,624	468,383	498,899
企業債残高(千円)	1,883,853	1,816,363	1,765,021	1,685,663	1,597,574	1,510,255

(2) 経常収支比率及び医業収支比率、修正医業収支比率に係る目標

国保病院が担っている不採算医療等を提供する役割・機能を維持しつつ、対象期間中の経常黒字(経常収支比率が100%以上)化に向けて目標を定め、経常黒字が達成できる水準となるよう経常収支比率及び医業収支比率、修正医業収支比率の改善に向けた取り組みを進めます。

(3) 目標達成に向けた具体的な取組

ア 病床利用率の維持、向上

令和4年度に職員の採用により病床の全床稼働が可能となり、病床利用率は83.77%となりました。今後も引き続き、高度急性期病院及び周辺の医療機関との役割分担のもと連携を図りながら、また、診療体制及び救急体制の強化などにより、病床利用率の維持、向上を目指していきます。

イ 外来患者数の増加

外来については、紹介及び逆紹介ともに件数を増やし、外来患者の増加を目指します。

ウ 人件費の抑制

国保病院の果たすべき役割を踏まえた診療体制を構築する中で、最適な人員配置に努めるとともに、医業収入を増やすことで人件費率を下げっていきます。

エ 経費の削減

委託料、保守料などについては、実績を踏まえて契約内容を毎年点検し、契約を変更していきます。薬剤については、後発品の使用、調達方法の工夫などで支出自体を抑える方法と仕入れ値を抑える方法と併せて実行します。

オ 救急体制の整備

第2次救急告示病院として、できるだけ救急患者を受け入れることができる救急体制を整備します。

カ 総合診療を中心とした診療体制の構築

市内には専門的な医療に対応できる医療機関が立地することから、地域におけるかかりつけ医として総合的な診療を提供できる体制を整備します。

キ 研修医等の指導体制の強化

指導医の資格を持つ医師の確保、育成等により、若手医師の指導体制を強化するとともに、国保病院の特性を活かした研修プログラムの設定を図り、研修医の受け入れを積極的に行っていきます。

ク 一般会計からの適正な繰入

市の一般会計等が負担すべき経費について、病院事業に対する地方財政措置の繰り出し基準に沿った適正な補助金交付により、経営の安定化を図ります。

ケ 経営強化プランの点検・評価・公表

経営強化プランの実施状況について、医療関係者及び市民などの有識者による運営協議会において、概ね年1回以上、点検・評価を行い、その結果を鴨川市のホームページ等で公表します。

(4) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画

◆収益的収支

項目/年度		R 4年	R 5年	R 6年	R 7年	R 8年	R 9年
損 益 勘 定 3 条	事業収益	1,452,997,520	1,314,195,610	1,523,081,000	1,635,596,000	1,647,498,000	1,646,081,000
	医業収益	1,257,397,367	1,163,213,854	1,376,519,000	1,494,618,000	1,508,130,000	1,508,130,000
	入院収益	670,273,951	610,434,697	810,375,000	861,292,000	828,004,000	828,004,000
	外来収益	361,235,320	356,659,294	405,506,000	461,104,000	507,904,000	507,904,000
	その他医業収益	86,491,957	64,019,907	50,695,000	50,695,000	50,695,000	50,695,000
	訪問看護ステーション収益	65,693,121	57,069,387	68,766,000	80,350,000	80,350,000	80,350,000
	居宅介護支援収益	17,232,230	15,497,453	17,291,000	17,291,000	17,291,000	17,291,000
	訪問介護ステーション収益	16,831,233	14,863,052	16,252,000	16,252,000	16,252,000	16,252,000
	地域包括支援センター収益	1,314,380	1,026,350	1,374,000	1,374,000	1,374,000	1,374,000
	訪問リハビリテーション収益	2,031,175	7,349,714	6,260,000	6,260,000	6,260,000	6,260,000
	他会計負担金	36,294,000	36,294,000	0	0	0	0
	医業外収益	195,600,153	150,981,756	146,562,000	140,978,000	139,368,000	137,951,000
	受取利息配当金	486	383	1,000	1,000	1,000	1,000
	他会計補助金	112,040,000	104,819,000	107,275,000	103,947,000	103,785,000	103,629,000
	長期前受金戻入	20,190,135	15,536,701	12,444,000	10,188,000	8,740,000	7,479,000
	負担金交付金	47,108,923	19,336,000	16,179,000	16,179,000	16,179,000	16,179,000
	補助金	4,476,000	3,620,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	その他医業外収益	11,784,609	7,669,672	10,662,000	10,662,000	10,662,000	10,662,000
	特別利益	0	0	0	0	0	0
	その他特別利益	0	0	0	0	0	0
税 抜	事業費	1,349,199,508	1,311,111,769	1,523,081,000	1,634,632,600	1,617,596,600	1,613,955,600
	医業費用	1,285,774,418	1,248,267,685	1,456,252,000	1,567,653,600	1,550,734,600	1,547,366,600
	給与費	743,149,359	750,939,551	904,454,000	1,030,772,000	1,045,786,000	1,051,537,000
	材料費	82,455,729	96,534,306	84,105,000	84,105,000	84,105,000	84,105,000
	経費	198,604,702	172,467,122	244,631,000	232,512,600	232,512,600	232,512,600
	減価償却費	190,828,980	164,520,558	147,528,000	144,730,000	112,797,000	103,678,000
	資産減耗費	589,255	1,067,327	1,485,000	1,485,000	1,485,000	1,485,000
	研究研修費	70,146,393	62,738,821	74,049,000	74,049,000	74,049,000	74,049,000
	医業外費用	63,425,090	62,844,084	66,829,000	66,979,000	66,862,000	66,589,000
	支払利息及び企業債取扱諸費	7,624,420	7,590,093	7,814,000	7,739,000	7,565,000	7,235,000
	その他医業外費用	55,800,670	55,253,991	59,015,000	59,240,000	59,297,000	59,354,000
	(内長期前払消費税償却)	25,305,362	25,333,910	25,434,000	25,659,000	25,716,000	25,773,000
	特別損失	0	0	0	0	0	0
	その他特別損失	0	0	0	0	0	0
当期純利益	103,798,012	3,083,841	▲ 0	963,400	29,901,400	32,125,400	

◆資本的収支

項目/年度		R 4年	R 5年	R 6年	R 7年	R 8年	R 9年
資本 勘 定 4 条	資本的収入	28,859,000	40,015,000	63,850,000	48,912,000	53,281,000	52,901,000
	企業債	0	3,400,000	25,300,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
	企業債	0	3,400,000	25,300,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
	出資金	27,859,000	35,669,000	38,549,000	42,911,000	47,280,000	46,900,000
	一般会計出資金	27,859,000	35,669,000	38,549,000	42,911,000	47,280,000	46,900,000
	補助金	1,000,000	946,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	他会計補助金	1,000,000	946,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	資本的支出	93,793,530	113,791,908	137,779,000	124,816,000	108,933,000	107,052,000
	建設改良事業費	41,661,774	42,901,806	61,137,000	39,458,000	14,844,000	13,733,000
	有形固定資産購入費	41,661,774	42,901,806	61,137,000	39,458,000	14,844,000	13,733,000
税 込	施設整備費	0	0	0	0	0	0
	企業債償還金	52,131,756	70,890,102	76,642,000	85,358,000	94,089,000	93,319,000
	企業債償還金	52,131,756	70,890,102	76,642,000	85,358,000	94,089,000	93,319,000
	収支不足額	▲ 64,934,530	▲ 73,776,908	▲ 73,929,000	▲ 75,904,000	▲ 55,652,000	▲ 54,151,000

条例改正について

1 鴨川市病院事業の設置等に関する条例

(1) 改正理由

地方自治法の改正に伴い、条の移動が生じたため。

(2) 内容

条文の整備を行う。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が60万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が60万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。